

史跡草津宿本陣（長屋ほか2棟）保存修理工事について

研究員 辻 良平

1. はじめに

史跡草津宿本陣内に存在する、長屋、土蔵1、土蔵3の3棟は、平成23年度から平成25年度にかけて、国庫補助金を受けて草津市により保存修理工事が行われた。

当協会は、平成22年度に市費で行われた基本設計より本事業に携わり、保存修理工事においては工事監理を行い、また平成25年度には修理工事報告書（文末参考文献3）を作成した。

本稿では本事業の概要について報告する。

2. 史跡草津宿本陣と修理建物の概要

草津市や草津宿の概要、及び史跡草津宿本陣の位置については、拙稿「草津宿本陣隣接建物の来歴について」（文末参考文献2）を参照いただきたい。

現在、「史跡草津宿本陣」として現存しているのは、江戸時代に草津宿に2軒存在した本陣のうち、田中七左衛門家が経営していた方である。明治時代に本陣制度が廃止されると、もう1軒の田中九蔵家が経営していた本陣は取り壊されてしまったが、七左衛門本陣は郡役所や公民館として引き続き用いられ、昭和24年（1949）には国史跡の指定を受け、現在に至っている。

屋敷構えは、街道側から、座敷棟や住居台所棟など本陣経営のための主要建物が配置される地区、材木商を営んでいたところに用いられていた土蔵が多数配置されている地区、奉公人の抱長屋と広い空地が配置される地区に区分され、保存管理計画の上では、それぞれ東地区、中地区、西地区と呼称される。現存する屋敷絵図（「弘化三年屋敷絵図」（1846）等）には現状とさほど変わらない姿が描かれており、草津宿本陣は江戸時代の姿をよく留めているといえる。

今回修理した3棟は、東地区の北側に位置し、街道側から奥に向かって、土蔵1、土蔵3、長屋の順に並んでいる（図1）。

修理前の長屋は桁行30.2尺、梁行9.6尺、平屋建、切妻造、棧瓦葺の建物で、南面を正面としていた。間取りは間仕切壁によって東西二室に分けられており、東側は土間の物入、西側は畳敷の五畳半間に押入が付属する居室（以下六畳半間と呼称する）となっていた。

同様に土蔵1は、桁行15.5尺、梁行10.95尺、二階建、切妻造、棧瓦葺の建物で、南面

を正面としていたが、東側にも出入口（ただし、現在は外からふさがれ、使用できない状態にされていた）が存在した。間取りは、1、2階とも板敷の一室とし、部屋の西側に階段が設けられていた。

土蔵3は、桁行18.9尺、梁行11.6尺、二階建、切妻造、棧瓦葺の建物で、南面を正面としていた。間取りは、1、2階とも板敷きの一室とし、部屋の南東に階段が設けられていた。

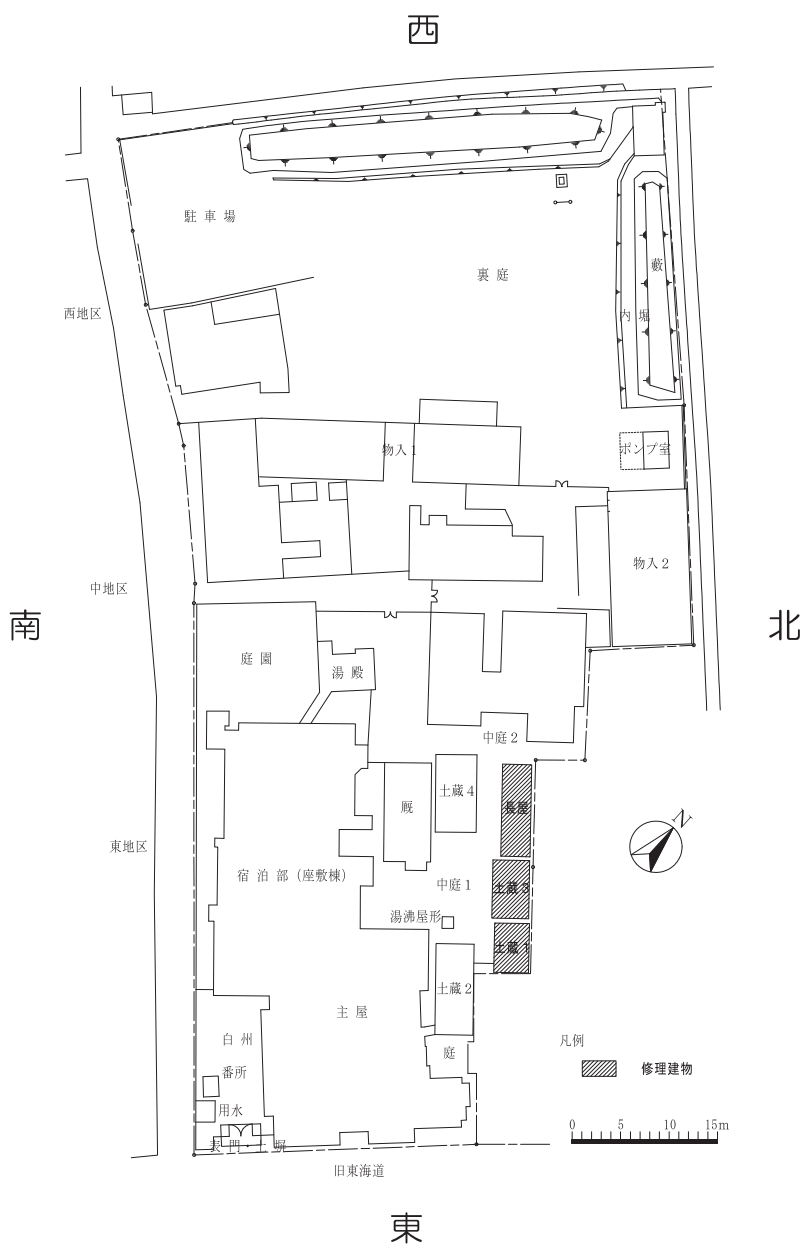


図1 史跡草津宿本陣配置図

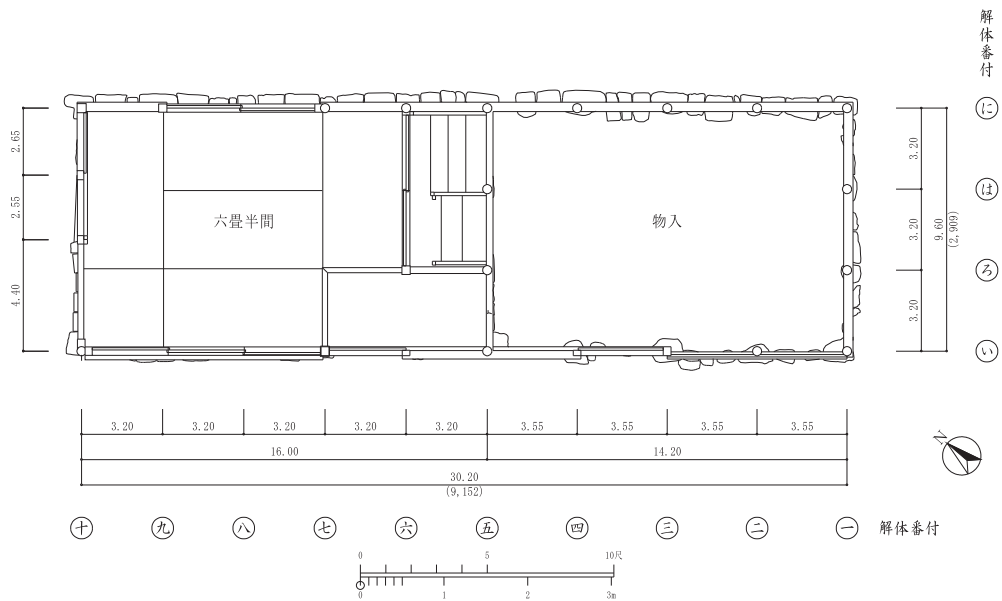


図2 長屋 修理前 平面図



図3 長屋 修理前 正面



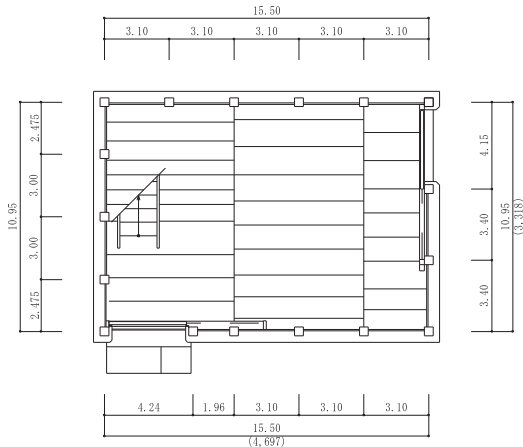
図4 長屋 修理前 背面



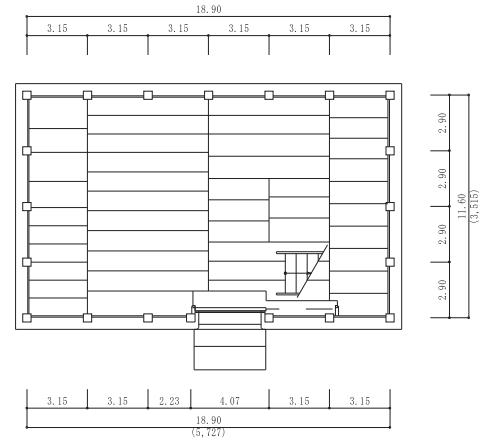
図5 長屋 修理前 六畳半間
(西側から東側を見る)



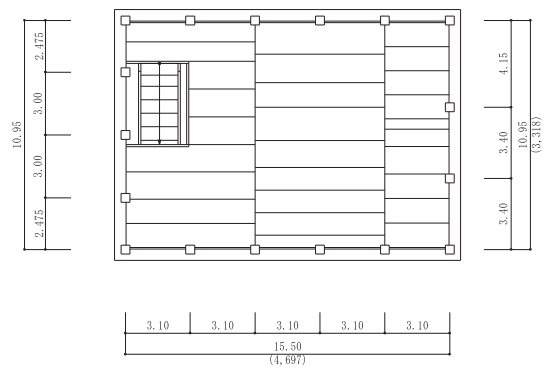
図6 長屋 修理前 物入
(東側から西側を見る)



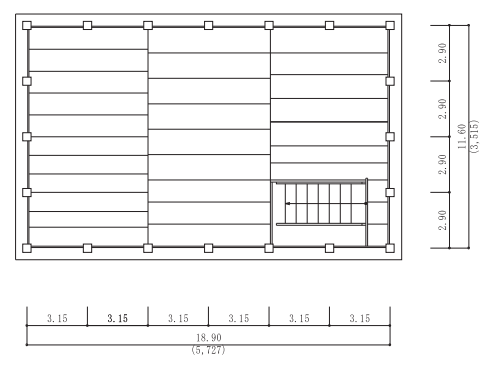
一階平面図



一階平面図



二階平面図



二階平面図

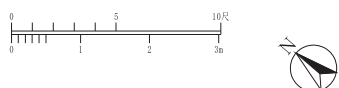


図7 土蔵1 修理前 平面図

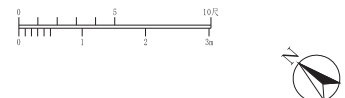


図9 土蔵3 修理前 平面図



図8 土蔵1 修理前 正面
(写真中央)



図10 土蔵3 修理前 正面

3. 事業の概要

草津宿本陣は、前述の通り、昭和24年に国史跡の指定を受け、昭和37年には草津市が管理団体として指定された。史跡内建物の整備事業としては、平成元年度から平成7年度までの7ヵ年事業として、座敷棟や住居台所棟など主要な建物の修理が行われたが（第一次整備事業）、なお多くの建物が未修理のまま残されていた。そのため草津市は所有者との協議を経て『第二次史跡草津宿本陣保存管理計画』を策定し、それに基づき第二次整備事業に着手した。

今回の修理工事はその一環として行われたもので、まず破損が甚大であった長屋に関して、平成22年度に当協会が草津市より委託を受けて基本設計を実施し、平成23年度に国庫補助金を受けて保存修理工事がスタートした。ところが、工事の過程で、土蔵1、土蔵3も屋根の損傷著しく、雨漏りすら生じている状態であること、また外壁も汚損や剥落が目立つ状態であることが確認されたため、当初2ヵ年で長屋を解体修理する予定だったのを改め、長屋の解体修理、土蔵1、土蔵3の屋根替及び部分修理を3ヵ年で実施する計画に変更した。また、長屋部分については、市教育委員会によって発掘調査があわせて実施された。最終的には、工事期間が平成23年5月30日から平成26年2月26日まで、総事業期間は36ヵ月となった。

本工事では吉見静子岐阜女子大学名誉教授、富島義幸滋賀県立大学教授の2名より修理方針などについての指導を得た。

工事の実施にあたって、監理業務は当協会が委託を受けた。また、施工はすべて請負工事とし、各年度指名競争入札を行い、平成23年度と平成25年度は株式会社桑原工務店、平成24年度は株式会社藤吉工務店が請負業者となった。

4. 破損状況と修理の概要

(1) 長屋

草津宿本陣敷地の地盤は旧草津川の度重なる氾濫の影響で川砂が堆積した軟弱なものであり、修理前の礎石は不同沈下を起こし、背面側（北側）の沈下がより大きい傾向にあった。また、石積は不整列となり、その表面は経年による表層剥離等の劣化が顕在化していた。また、物入内部の叩きは堆積した土に埋まっている状態で、劣化が著しかった。

軸部の破損も著しく、柱は礎石の沈下に伴い垂下している上、脚部において、雨水の侵入等による根腐れ、蟻害による腐朽がほぼ全数で生じていた。梁、桁材、小屋組材も雨漏りの影響を受け腐朽箇所が多数見られたほか、材自体の折損、仕口・継手の抜け出し、緩みが存在した。

瓦屋根表面は瓦の経年劣化及び葺土粘土の乾燥化によって不整が認められるとともに野地の腐朽による不陸が顕著であった。

土壁は全般的に劣化が進んでいたが、特に物入側では過半が崩れ落ちており、波型鉄板などで破損部を覆っているような状況であった。

修理は全解体修理とした。解体に伴う調査等によって、過去の改造の経過がある程度明らかになった、以下、解体調査から現状変更に至るまでの経緯について、順を追って少し詳しく述べていきたい。

長屋の解体は西側の部屋内の解体から始めた。これは、天井に合板が用いられていることや、建具がガラス戸であることなど、この部屋が過去に内装の改造を受けていることが明白だったからである（図5、図11）。

合板天井を撤去すると、その上部に、竹小舞下地に菰を敷き並べる形式の天井が現れた（図12）。

また、押入を構成する柱や方立は明らかに後補材であった。これは、嘉永二年（1849）に作成された本陣の屋敷図（「嘉永二年屋敷絵図」）の当該居室部分に「六畳半」と記載されていることとも符合するので（図13、図14）、現状の押入部分は、当初は畳敷の居室の一部であったことが分かった。



図11 長屋 修理前 六畳半間
（東側から西側を見る）



図12 長屋 菰天井

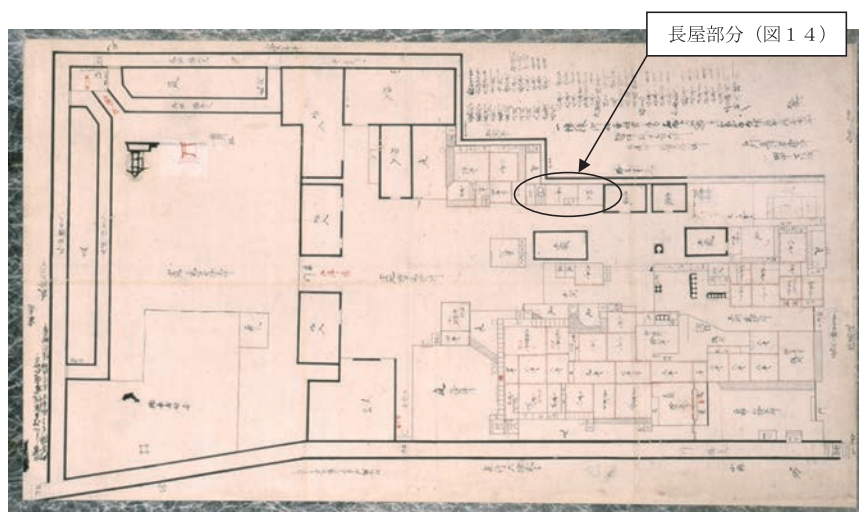


図13 嘉永二年屋敷絵図（全体）

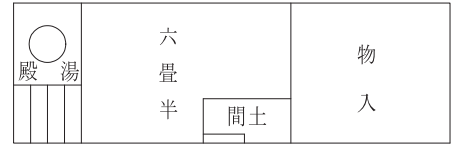
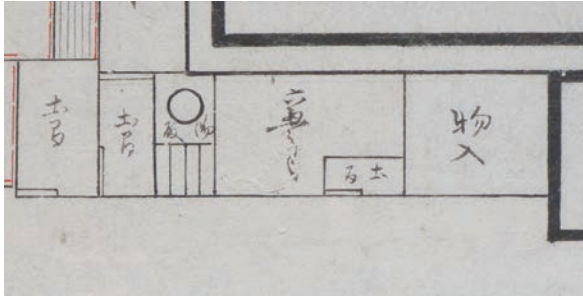


図14 嘉永二年屋敷絵図（長屋部分）

これらの六畳半間内部の改装は、所有者からの聞き取りによると、どうやら御本人の勉強部屋にあてるために昭和24年頃に行われたようであった。また、改造時期を示す物証としては、内壁の木摺下地に用いられていた新聞紙が挙げられる。残念ながら新聞の正確な発行日は不明であったが、掲載された広告やプロ野球の記事から、明らかに第二次世界大戦中のものとわかった。したがって、改造がこの時期を遡ることはない。

いずれにせよ、本格的な軸部解体にあたっては、この改造を受ける前の長屋の姿―「男衆部屋」という別名が示すような使用人部屋としての姿を、できる限り解明していくことが課題であった。特に「嘉永二年屋敷絵図」では、長屋の西側に、現在は存在しない「湯殿」が描かれており、絵図と現状との相違を説明づけることが非常に重要と言えた。

西側湯屋の問題は、解体を進める過程で、意外に早く決着した。柱の柄など修理前は見え隠れとなっていた部分から古い番付が発見されたのだが、発見番付は現状の最も西側の通りが「二」になるような振り方になっており、明らかに現状よりもさらに柱間一間だけ西側に長い状態が過去に存在していたことが示唆されていたのである（図15）。

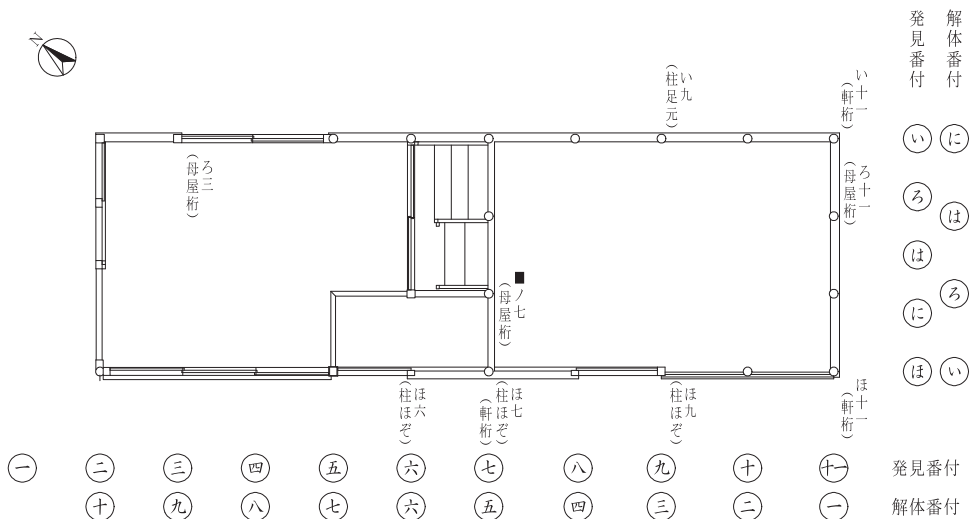


図15 長屋発見番付位置図

番付の発見により、現状の長屋は、「嘉永二年屋敷絵図」に描かれた建物と同一であり、嘉永以降のいつかの時期に、湯屋の撤去という改造を受けていたことがほぼ確かとなった。よって次に行くべきは、部材に残る痕跡を一つ一つ確かめ、個々の改造の詳細を明らかにしていく作業であった。

まず図2の解体番付でいうところの「十通」（以降、番付は特記しない限り解体番付を表す。図2参照）の周辺、つまり湯屋の撤去という改造をまさに受けた部分は、他の部分と顕著に様子が異なっていた。

具体的には、第一に柱の形状が異なり、長屋で一般的に柱として用いられているのは径3寸から3寸6分程度の桧丸太なのだが、「に九」「ろ十」「は十」「に十」の柱は、3寸3分角の桧材が用いられていた。第二に小屋組では、軒桁、母屋桁及び棟木がいずれも、「九通」と「十通」の中間付近に継手を設け、そこから西へ半間付け足すような形式となっていた。これは湯屋の撤去によって、桁材の元来は野材であった部分が^{けらば}蠹羽で露出してしまいう状況が生じたため、それに姑息的に対応した結果であると考えられる。さらに付け足された母屋桁は「十通」において柱や梁に直接支承されておらず、構造的に非常に不安定な状態にあった（図16）。

ただ、この改造で使われている材は、押入に用いられていた新材と比較して状態が古く、取付にも和釘が用いられていたので、湯屋の撤去はおそらく明治ごろに行われたのではないかと思われた。つまり、長屋は過去に2回の大規模な改造を受けており、1度目は、明治から大正のいずれかの時期に行われた湯屋の撤去を主とする改造であり、2度目は、昭和24年ごろ行われた、六畳半間の内装の変更を主とする改造であったと判明した。



図16 長屋 西面小屋組

次に検討したのは柱間装置である。修理前、長屋の開口部は、各部屋南面に出入口が1ヵ所ずつ、物入に窓が1ヵ所（南面東側）、六畳半間に窓が3ヵ所（南面、北面、西面）、計6ヵ所存在した。建具は、物入側出入口に片引板戸、六畳半間側出入口に片引ガラス戸、六畳半間南面窓に3枚引違ガラス戸、同じく西面窓にガラス戸、同じく北面窓に2枚引違ガラス戸をそれぞれ入れ、物入南面の窓は外側に横方向のみ連子を取り付ける与力窓としていた。

まず両部屋の出入口は、建具こそ1ヵ所ガラス戸に取り替えられているものの、他に目を引くような痕跡はなく、中間の柱が建具の引き込みのために一回り小さい丸太となっている点から見ても、片引戸という形式自体は当初からのものであると考えられた。また、物入の与力窓も他の痕跡はなく、当初からの形式であると見られた。

問題は、六畳半間の3ヵ所の窓であった。

まず南面の3枚引違戸についてだが、これは番付では「い七」から「い十」にあたる。現状では、「い八」と「い九」の柱は建具を入れるために省略され、そのうち「い九」の位置にのみ吊り束が存在していた。

最初に「い七」の柱を見ると、風合いから見て当初材であると思われたが、西側の表面は戸当たりとなるように平滑に仕上げられているので、当初から柱間装置が存在したと見られた（図17）。また、現状使用されているものの他に鴨居と敷居の痕跡は存在しておらず、当初の柱間装置は現状と同じ内法寸法であることが判明した。

次に「い九」の位置にある吊り束に着目すると、窓鴨居の上方で「い七」と「い十」の柱を繋いでいる梁の上に納まるが、上部が軒桁に柄差となっている点、また南北方向の小屋梁が吊り束に柄差されている点は、柱と同様の形式であった。また、吊り束が納まる梁は外部から流し込まれたような形式となっており、明らかに後補であった。以上を総合すると、当初の形式では「い九」の位置には柱が存在し、それがあつた時期に切断されて現在は吊り束として残されているものと見られた（図19）。

次に「い十」の柱だが、上部に現在は使用されていない柄穴（他の位置の柱における梁を挿す柄穴と同じ形式）が残っていること、及び部材の北西角に、これも現状は使用されていない、小舞竹のえつり穴の痕跡が残っていることから、撤去された湯屋の隅柱が転用されたものであると見られた。つまり、当初の状態において「い十」の位置にあつた柱は残念ながら既に失われており、柱間装置の当初形式を明らかにすることは不可能であることが分かった。

ただ、現在「い十」の位置にある柱の東面には、現状で使用されていた敷鴨居が取り付けられ、柄穴の他に、二種類の注目すべき痕跡が存在した。一つは、敷居と鴨居がかつて取り付けられていたと見られる、現在は使用されていない柄穴であり、いま一つは、現在使用されている敷居と鴨居の間をちょうど三等分するような位置に残されていた小穴である。この二種類の痕跡のうち、敷鴨居の痕跡については湯屋隅柱時代のものと見られるので、小穴の方は湯屋の撤去後、現状の三枚引違硝子戸が設置されるまでの時代につけられたものと考

えられた (図20)。

この小穴の用途はなかなか判じかねたが、最終的には九通と十通の間に板を張るための横胴縁の痕跡であると考えた。

つまり、湯屋が撤去されてから現状の三枚引違硝子戸が設置されるまでの時代の柱間装置は、「い九」の位置に柱がまだ存在し、「い七」と「い九」の間に二枚引違の板戸を入れ、「い九」と「い十」の間は、その板戸を収納するような簡易的な戸袋として柱外側に板を貼る、というような形式であったと判断した (図20)。

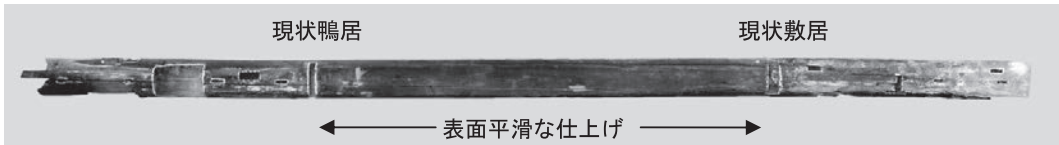


図17 「い七」柱 西面

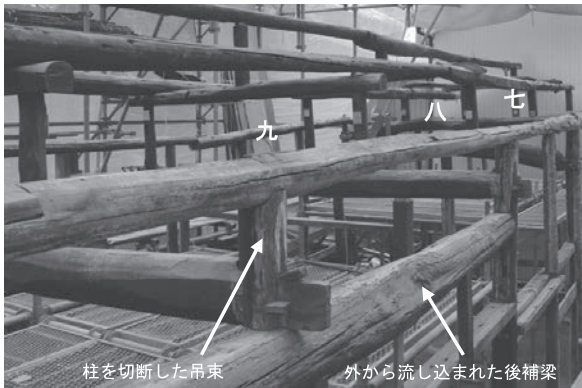


図18 「い七～九」現状軸組

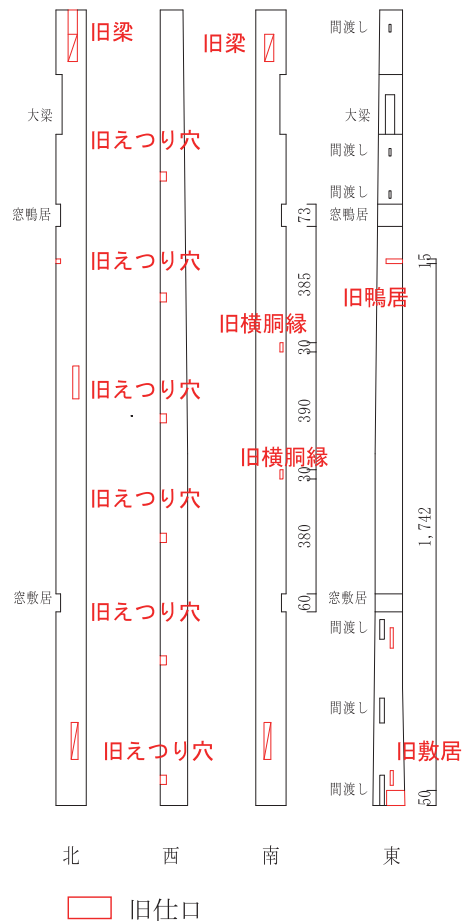


図19 「い十」柱痕跡図

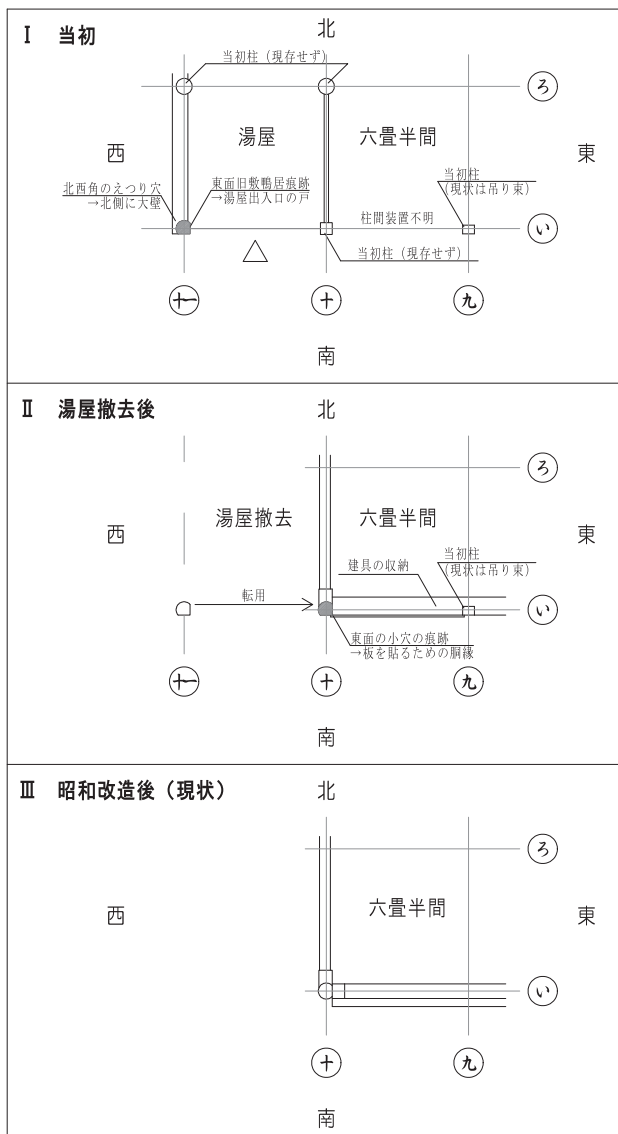


図20 長屋南西隅 変遷

長屋の改造の痕跡として、もう一つ、玄関の上框が取り付けられている柄穴が、現状使用されているよりも上部に10cmほど大きく開けられていることが目についた。よく見ると、他の柱にも、現状使用されていない床板の板挟りじやくと見られる痕跡が残されており、その高さは、上框痕跡の最も高い部分を当初の框の天端であると仮定した時に想定される床板の高さと符合した。従って、当初の床高は現状より10cm程度高かったことがわかった。しかも、板挟りの痕跡は明治の改造で補足された柱にも残されていたので、床組の改造は昭和に行われたと判断できた。

続いて、六畳半間北面の二枚引違のガラス戸だが、これは解体番付では「に七」から「に九」にあたり、「に八」の柱は省略されていた。しかしながら、「に七」の柱に残る貫穴は材を貫通しており、かつて壁貫が「に八」の方に延びていたことを示していた。さらに、軒桁の「に八」の位置には現状は使用されていない柄穴が残されており、当初は「に八」に柱が存在したと判明した。

内装との関係から、この部分を窓としたのは昭和の改造であり、それまでは土壁であったと考えられる。

最後に六畳半間西面のガラス戸だが、これも北側同様、内装との関係から昭和の改造時に設置されたものであると考えられる。

以上の解体調査を踏まえ、整備として行う内容を盛り込みつつ、建物の形式に係る現状変更を以下のごとくまとめた。

1. 南面東より第九通りの柱、北面東より第八通りの柱を復原する。
2. 柱間装置の復元。
 - イ. 六畳半間北面中央間 二枚引違戸を土壁に復する。
 - ロ. 六畳半間南面西間 三枚引違硝子戸を東二間板戸、西一間戸袋に整備する。
3. 六畳半間西面壁を整備する。
4. 六畳半間内装を復原する。
 - イ. 押入を撤去する。
 - ロ. 天井の形式を復する。(合板天井から菰天井への復旧)
 - ハ. 床組の形式を復する。(床高が下げられていたので元の高さに復旧)
 - ニ. 内壁の形式を復する。(元来の土壁の上に存在した、木摺下地の土壁を撤去)
5. 北面外壁を整備する。(腰板の設置)
6. 礎石下にコンクリート基礎を設ける。

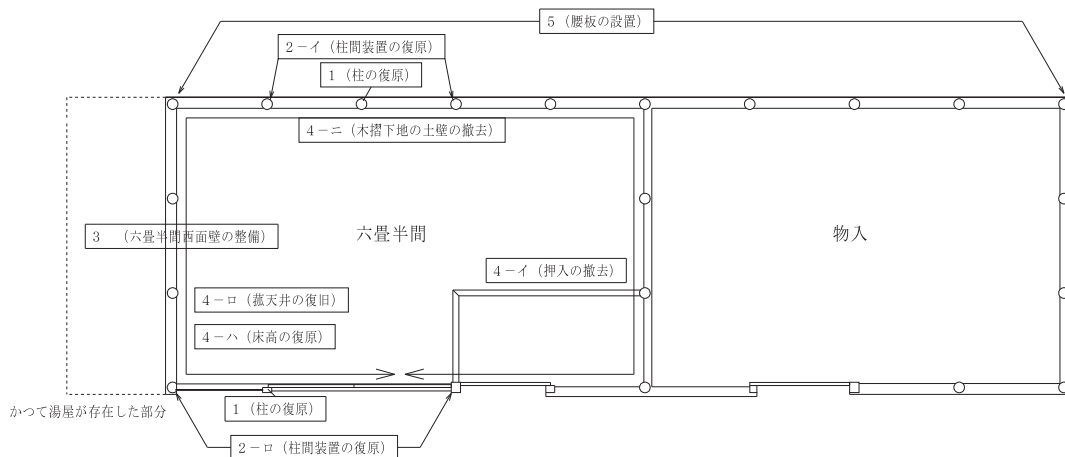


図21 長屋 現状変更 まとめ

長屋修理工事の概要は以下の通りである。

基礎工事 礎石を掘り起こし、建物下にコンクリート基礎を設置した上で、礎石を再び据え付けた。礎石には凝集力強化剤 (SILRES® BS OH 100) を用いて、石質強化処理を行った。また、物入の土間叩きは三和土を用いて旧規に復し、六畳半間の床下には新たに土間叩きを施工した。

木工事 すべての部材について破損状況を検討し、破損の著しい材は取り替え、再用可能と判断した材は破損個所の繕い、軸部の不陸調整等を行い、組み立てた。

屋根工事 屋根は原則的に旧来の工法、形式に倣い施工した。すなわち、竹小舞による野地の上に杉皮土居葺、さらに土葺の上、棧瓦葺とした。ただし棟積は、旧来の形式では熨斗瓦が用いられておらず雨仕舞いが悪い状態であったので、割熨斗二段に伏間瓦という形式に整備した。

壁工事 建物の解体に伴って、小舞下地からすべて新たに塗り直した。大壁、真壁の区分、仕上げ種別は在来に倣った。

建具工事 六畳半間及び物入入口の板戸は在来の仕様に倣い新調した。六畳半間南面の窓に板戸及び簡易的な戸袋を製作した。物入南面の与力窓を復旧し、戸締りのため新たに整備として掛板戸を製作した。

雑工事 畳新調。軒樋新調。小屋組材、床組材及び見え隠れ部材への防腐防蟻剤の塗布。防蟻のための土壌処理。側溝へのU字溝の設置などを行った。

(2) 土蔵1、土蔵3

土蔵1、土蔵3は長屋修理工事の過程で破損が明らかになったという経緯もあり、軸部の解体は行わず、屋根替及び部分修理とした。しかしながら、実際に修理を進めていくと、長屋同様の地盤の軟弱さから、特に土蔵1の不同沈下は予想以上で、最も高い箇所と低い箇所では16cm程度の高低差が生じていた。このため、当初の予定を変更し、土蔵1のみ、沈下の著しい北側及び両側面の半ばまで壁を解体し、揚屋工事を行い、柱の不陸を調整することとした。

工事に伴う調査では、土蔵1の床板掛より「天保三辰十月取替」との墨書が発見され、土蔵1は、少なくとも天保3年(1832)には、創建から一定の期間が経過し、修理乃至改造を必要とする状況にあったことが判明した。また、前述した2ヵ所の出入口のうち現状では使われていない東側出入口が当初であり、現状使用されている南側の出入口は後世の改造で追加されたものであること、階段の位置の変更が行われていることなどが明らかになった。出入口の追加とそれに伴う階段位置の変更は、土蔵1内部に複数回の改造を受けた痕跡が見当たらないこと、嘉永2年(1849)に描かれた屋敷絵図で現状と同様に南側に入出口が描かれていることから、天保3年に実施されたものと見做せる。今回の修理では、草津宿本陣全体の方針も鑑み、天保3年の改造以前の状態への復原は行わず、修理前からの変更は近年設置されたと見られる外壁の腰板の撤去など、最低限に留めた。土蔵3に関しては、特段、改造や修理の痕跡が見つからなかったため、現状復旧に努めることとした。

各工事の概要は以下の通りである。

木工事 土蔵1は北面の柱の沈下が甚だしかったため揚屋工事を行い、柱の取替や根継等を施し不陸を調整しつつ組立てた。その他解体範囲において破損の著しい部材の取替又は繕いを行った。土蔵3は解体範囲において破損の著しい部材の取替又は繕いを行った。

屋根工事 原則的に旧来の工法、形式に倣い施工することし、土蔵1は野地板の上に杉皮土居葺、さらに土葺の上、棧瓦葺とし、土蔵3は野地板の上に樅板土居葺、さらに土葺の上、棧瓦葺とした。

壁工事 土蔵1は全解体とした背面から側面の半分までの範囲と、西面の小屋梁より上部は小舞下地から塗り替え、それ以外の部分は荒壁の補修と、中塗、漆喰塗を行った。土蔵3は荒壁の補修と、中塗、漆喰塗を行った。大壁、真壁の区分、仕上種別は在来に倣った。

建具工事 土蔵1東側出入口の土戸は中塗まで解体の後、下框の破損部を補修し、土壁を塗り直した。

雑工事 軒樋の新調、土蔵1と土蔵3の間にある屋根付き板戸の修理、背面土壁保護のための飛沫除け板の設置、長屋同様の防腐防蟻処理等を行った。

(3) 電気工事、自動火災報知設備工事

長屋、土蔵1、土蔵3とも従来照明設備は設置されていなかったが、管理及び活用の観点から、部屋の要所にコンセントと照明器具を設置した。また、長屋、土蔵1、土蔵3に自動火災報知設備を新設した。

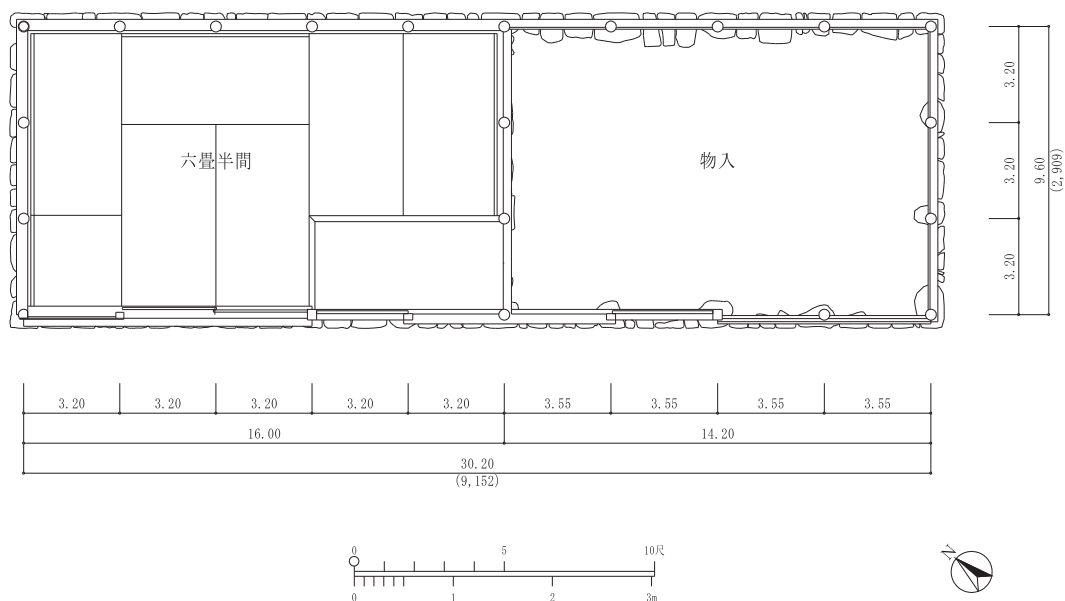


図22 長屋 竣工平面図



図23 長屋 竣工 正面



図24 長屋 竣工 背面



図25 長屋 竣工 六畳半間
(西側から東側を見る)



図26 長屋 竣工 物入
(東側から西側を見る)



図27 土蔵1 竣工 正面
(写真中央)



図28 土蔵1 竣工 1階
(東側から西側を見る)



図29 土蔵1 竣工 2階
(東側から西側を見る)



図30 土蔵3 竣工 正面



図31 土蔵3 竣工 1階
(西側から東側を見る)



図32 土蔵3 竣工 2階
(西側から東側を見る)

5. おわりに

保存修理工事にあたり、お世話になったすべての関係者各位に、この場を借りて感謝申し上げます。特に工事に直接携わった、草津市教育委員会並びに建築課の皆さま、また株式会社桑原工務店並びに株式会社藤吉工務店の皆さまからは、多大なるご協力を頂きました。重ねて厚くお礼申し上げます。

参考文献

- 1 草津市教育委員会編『史跡草津宿本陣保存整備工事報告書』1997年
- 2 辻良平「草津宿本陣隣接建物の来歴について」『建築研究協会誌 第24号』一般財団法人建築研究協会 2012年
- 3 草津市教育委員会編『史跡草津宿本陣（長屋ほか2棟）保存修理工事報告書』2014年